

行政文書開示決定通知書

様

京都地方法務局

平成19年12月25日受付第167号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので、通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・商業・法人登記ブックレスシステム操作手引書（I）（パソコン端末編）
（第4版 平成16年11月）
- ・証明書オンライン請求システム（商業・法人登記）操作手引書
（第1.0版 平成19年4月）

2 不開示とした部分とその理由

開示する行政文書のうち、システムの操作方法を説明している部分については、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第4号及び同条第6号に該当し、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この処分決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決（決定）の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 ※ 別添の説明事項をお読みください。

証明書オンライン請求システム
(商業・法人登記)
操作手引書

第1. 0版

平成 19 年 4 月

-作成・更新履歴-

項番	版	変更内容等	該当ページ	変更年月
1	第1. 0版	新規作成		平成19年4月

-目次-

第1	はじめに.....	5
1	証明書オンライン請求システムの概要.....	5
2	証明書オンライン請求システムの運用時間.....	6
3	証明書オンライン請求システムで請求可能な証明書の種類.....	6
4	登記所における送付請求書の受付等.....	7
(1)	業務サーバにおける自動受付（受付状況一覧）.....	8
(2)	登記手数料の自動算出（処理状況一覧）.....	10
(3)	業務サーバの終了.....	11
第2	証明書オンライン請求システムによる送付請求書の処理.....	13
1	概要.....	13
2	審査待（自動判定外）について.....	13
3	他管轄請求の自動却下.....	16
4	証明書オンライン請求システムによる送付請求書の処理状況.....	17
5	登記手数料の納付と納付期限切れ.....	19
6	証明書オンライン請求システムによる送付請求書の処理手順.....	20
7	他管轄請求の処理の過程で登記情報交換システムに回線障害等が発生した場合.....	23
第3	オンライン登記申請システム等の操作手順.....	24
1	オンライン登記申請システムのトップメニュー画面の起動.....	24
2	登記事項証明書等の出力.....	26
3	審査待（自動判定外）となった送付請求書の処理.....	29
4	電子証明書の署名検証.....	32
5	自管轄請求の乙号受付処理.....	36
6	他管轄請求の乙号受付処理.....	40
7	印影情報の参照.....	44
8	手続終了指示.....	45
9	却下.....	47
10	その他の機能.....	50
(1)	事件検索機能.....	50
(2)	手数料納付状況確認.....	52
(3)	消込処理機能.....	54
(4)	申請者通知情報到達確認.....	57
(5)	復元請求参照.....	59
(6)	発番待一覧.....	60

(7) 発送簿の表示及び出力	61
1 1 他管轄請求で請求先登記所に回線障害等が発生した場合の処理	63
(1) 回線障害発生等の確認	63
(2) 回線障害復旧後の処理	66
1 2 証明書種類等のロックの解除	69
附録 1 具体的な送付請求書の処理	71
1 登記事項証明書の請求（他管轄請求を含む）	71
2 印鑑証明書の請求（自管轄請求の場合）	74
3 印鑑証明書の請求（他管轄請求の場合）	81
4 代表者事項証明書の請求（他管轄請求を含む）	85
5 一部の支配人の一部事項証明書の請求（他管轄請求を含む）	89
6 乙号ワーニングが設定されている会社に対する請求（他管轄請求を含む）	94
附録 2 出力帳票	100
1 登記事項証明書送付請求書（画面印刷）	100
2 印鑑証明書・登記事項証明書送付請求書（画面印刷）	101
3 動産及び債権譲渡概要記録事項証明書送付請求書（画面印刷）	102
4 署名・証明書の検証結果（画面印刷）	103
5 宛先用紙	104
6 登記事項証明書送付請求書（出力指示）	105
7 印鑑証明書・登記事項証明書送付請求書（出力指示）	106
8 動産及び債権譲渡概要記録事項証明書送付請求書（出力指示）	107
9 署名・証明書の検証結果（出力指示）	108
10 発送簿	109
附録 3 証明書オンライン請求システムメッセージ集	110

第1 はじめに

1 証明書オンライン請求システムの概要

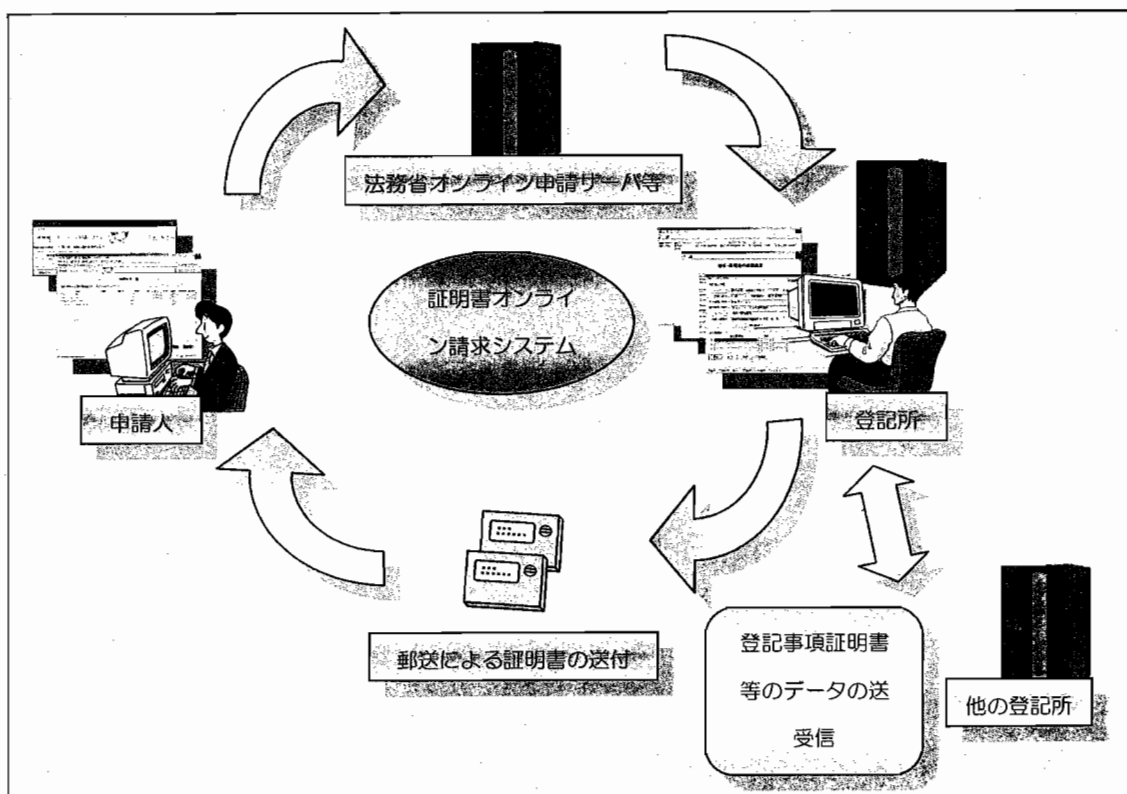
証明書オンライン請求システムは、申請人が登記所の窓口に出向くか、又は郵送により交付申請を行わなければ取得することができなかった登記事項証明書、印鑑証明書及び概要記録事項証明書（以下「登記事項証明書等」という。）について、申請人の自宅や事務所等のインターネットに接続されたパソコンからの請求を可能とするものです。

申請人は、法務省から配布している「申請書作成支援ソフトウェア」等を使用して、登記事項証明書等の送付請求書を作成し、「法務省オンライン申請システム」から請求を行います。

登記所では、「法務省オンライン申請システム」等を経由して到達した送付請求書について自動的に受付処理を行い、申請人による登記手数料の納付を確認した後、登記事項証明書等を出力して、申請人あてに郵送により送付します。

証明書オンライン請求システムでは、証明書オンライン請求システムが導入されている登記所の管轄する会社・法人等の登記事項証明書等の請求（以下「自管轄請求」といいます。）のみではなく、登記情報交換システムとの機能連動を図ることにより、全国の他のブックレスシステム稼働庁の管轄する会社・法人等の登記事項証明書等の請求（以下「他管轄請求」といいます。）を行うこともできます。

【図1-1-1 証明書オンライン請求システムによる請求の概略図】



2 証明書オンライン請求システムの運用時間

証明書オンライン請求システムの運用時間は、登記所の窓口業務と同様に、午前8時30分から午後5時15分までとなっていますので、この間に「法務省オンライン申請システム」に送信された送付請求書は、基本的に登記所において当日受け付けられます。

なお、「法務省オンライン申請システム」の運用時間は午後8時までとなっていますので、午後5時15分以降に「法務省オンライン申請システム」に送信された送付請求書は、翌日の業務開始時に登記所において受け付けられます。

開始時刻	終了時刻
午前8時30分	午後5時15分

3 証明書オンライン請求システムで請求可能な証明書の種類

証明書オンライン請求システムで請求可能な証明書は以下のとおりです。

登記事項証明書	現在事項証明書	現在事項一部証明書
		現在事項全部証明書
	履歴事項証明書	履歴事項一部証明書
		履歴事項全部証明書
	閉鎖事項証明書	閉鎖事項一部証明書
		閉鎖事項全部証明書
動産担保登記簿事項証明書	現在事項全部証明書	
	履歴事項全部証明書	
債権担保登記簿事項証明書	現在事項全部証明書	
	履歴事項全部証明書	
代表者事項証明書		
印鑑証明書		

なお、1件の送付請求書で、最大10件までの請求をすることが可能となっています。

また、1件の送付請求書で、自管轄請求と他管轄請求の両方を行うことも可能であり、請求の対象となる会社・法人等の組み合わせは、以下のとおりです。

	自登記所の管轄する会社・法人	他の登記所（証明書オンライン請求システム導入済）の管轄する会社・法人	他の登記所（証明書オンライン請求システム未導入）の管轄する会社・法人
1	○		
2		○	
3			○
4	○	○	
5	○		○
6		○	○
7	○	○	○

4 登記所における送付請求書の受付等

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

(1) 業務サーバにおける自動受付（受付状況一覧）

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]